

# J C S S 校正申込書

## 力(一軸試験機)・長さ(ハイトゲージ)

日本計測システム株式会社 J C S S 校正部 御中 年 月 日

申込者会社名: \_\_\_\_\_

担当者名: \_\_\_\_\_ 印

住所: 〒 \_\_\_\_\_

電話番号: \_\_\_\_\_ FAX番号: \_\_\_\_\_

別紙注意事項を了承し、試験機のJCSS校正を下記条件に基づいて申し込みます。

機械の名称			機械の型式		
製造者名			製造番号		
<input checked="" type="checkbox"/> 力のJCSS校正	前回のJCSS校正証明書番号(力) [ _____ ]と同じ 以下に記載				
校正をする力	チャンネルNo.	あり [ _____ ]		なし	
	圧縮	1. N	2. N	3. N	4. N
	引張	1. N	2. N	3. N	4. N
荷重値の調整	する	しない	(指定なき場合は"する"又は、前回のJCSS校正時と同じ)		
相対往復誤差の決定	する	しない	(指定なき場合は"する"又は、前回の証明書と同じ)		
証明書の校正日書式	年-月 年-月-日 (指定なき場合は"年-月"又は、前回の証明書と同じ)				
適用規格	力の校正 J I S B 7 7 2 1 (一軸試験機)			希望校正精度 [ _____ ]等級	
<input type="checkbox"/> 長さのJCSS校正 (別料金)	前回のJCSS校正証明書番号(長さ) [ _____ ]と同じ 新規申し込み				
適用規格	長さの校正 J I S B 7 7 3 8 (コイルばね - 圧縮・引張試験機の検証)				
証明書等の様式	和文	英文	和文+英文(別料金)	(指示なき場合は和文)	
付属品等計測に必要なケーブル等の使用の記載					
同時に検証する付属品等					
以下は申込者と異なる場合のみご記入ください。(所有者及び設置場所は校正証明書において依頼者及び校正の実施場所として記載されます)					
所有者 (依頼者)	社名				
	住所	〒 _____			
設置場所 (校正の実施場所)	社名				
	住所	〒 _____			
証明書送付先	社名				
	住所	〒 _____			

校正希望日	年 月 日 ~	年 月 日
申し込み内容の訂正又は、変更の記録(記録には日付、顧客側担当者名及び記入者の印又はサインが必要)		

--- 以下欄には記入しないで下さい。 ---

受付日	受付印	力(一軸試験機)校正日	校正証明書番号	承認印 校正部長	校正手数料
		長さ(コイルばね用試験機)校正日	校正証明書番号	承認印 校正部長	校正手数料

校正に使用する機器(力計又はおもり、ゲージブロック)。JCSS校正手順書3.1.トランスファ標準器の準備の項目確認						
相対分解能	有効期限	底面の傷、耐圧盤の変形	検出器の作動	水準器の確認	天秤の動作	確認印
受け皿、カゴの確認	重力加速度	仮校正証	温度・湿度・気圧計の確認			
管理番号	秤量	その他の確認				
ブロックゲージの有効期限及びギズ、鏝    デプスゲージ(1mm±1µm)    ダイアルゲージ(10±1µm)    セラミックベース						

## JCSS校正申込にあたっての注意事項

### お申し込み（力の校正）

1. 一軸試験機の校正は「校正場所の温度は10～35の範囲であること」と規定されています。試験機の設置環境温度が10～35の範囲内であることをご確認のうえお申し込みください。
2. ロードセル交換タイプで校正が複数のチャンネル(ロードセル)になる場合は各チャンネル毎にお申し込みください。
3. 荷重値の調整は日本計測システム社製のものに限定させていただきます。調整を希望される場合は、調整を行う前に測定シリーズを1回実施し、その結果を別紙として報告いたします。
4. ご希望により20%未満で校正を行う場合は、限界値を含む10% 8% 6% 4% 2% 1% 0.8% 0.6% 0.4% 0.2% 及び0.1%の測定点で実施します。この校正には別途料金が発生します。又、0.1N未満の校正には対応しておりません。
5. 校正を行った項目の校正値は、校正時の測定量を報告しております。その測定量について校正証明書ではJIS又は国際規格等に照らしての等級及び合・否の判定を行っておりません。
6. 校正証明書とは別に校正値について判定をご希望される場合は、校正のお申込時に判定基準等をお知らせ下さい。別紙にて判定結果報告書を発行します。なお、発行に際しては別途料金が発生いたします。
7. 校正希望日について、基準器や要員のスケジュール等によりご希望に添えない場合があります。

### お申し込み（長さの校正）

8. 長さ校正は力の校正に追加して当社規定の測定点(5点以上)で実施するもので、長さのみの校正には対応しておりません。又、長さ校正は別途料金が発生いたします。
9. 長さ校正は「JIS B 7738 コイルばね圧縮・引張試験機の検証」に規定された上下圧縮板が装着されていることが必要です。ご確認のうえお申し込みください。
10. 長さ校正では「校正場所の温度は11～34の範囲であること」と規定されています。試験機の設置環境温度が11～34の範囲内であることをご確認のうえお申し込みください。

### お申し込み後

11. お客様が本申込書（申込者控）を受領後、その内容を変更しようとする場合は、その旨を速やかにご連絡ください。この場合の校正料金、終了予定日等については、改めて協議させていただきます。校正開始後の変更または中止の場合はそれまでの実費を請求させていただきます。
12. 校正は当社が規定した校正手順に基づいて行います。この校正手順に定める校正方法のうち、JIS又は国際規格等によって校正方法が定められているものは、その校正方法に準拠しております。
13. 校正料金の見積額及び終了予定日は、標準工程に基づいたものです。校正の目的を達成するために校正内容の変更又は追加を行う必要が生じた場合は、当社は校正料金の見積額及び終了予定日を変更できるものといたします。

### 校正の結果等

14. 試験機に貼付される校正証ラベルは、発行された「校正証明書」の校正項目についてのみ校正されたことを意味し、その試験機が有する全ての機能について校正されたことを意味するものではありません。
15. 校正結果に関する異議・苦情等は、内容を調査・審議したうえで、その結果は必要に応じて文書により回答させていただきます。

### 免責事項

16. 天災地変、その他不可抗力により、校正の履行及び証明書等の発行ができなくなった場合、当社はその責めに任じないものといたします。
17. 当社の責めに帰すことができない事由（改善、要修理等）が発生した場合は、事後の処理について協議させていただきます。この場合、校正料金、終了予定日等を変更できるものといたします。

### 機密保持

18. この校正で知り得た情報は機密事項とし、第三者へ開示いたしません。ただし、法律で要求された場合や、契約上の取決めで認められた場合はその限りでなく、また法律で禁止されない限り、当該情報の提供について速やかに御連絡いたします。なお、認定機関による当社JCSS校正部の審査時における審査員への開示はその責を免れるものといたします。

### 個人情報の取り扱い

19. お申込まいただいたお客様の個人情報は、校正業務に係るご連絡並びに当社の商品案内や各種情報の提供に限り利用させていただきます。

### その他

20. 上記に記載のない事項あるいは疑義が生じた場合は、当社及び申込者は協議のうえ解決にあたるものといたします。

以上